

平成18年10月1日から 国民健康保険と老人保健の一部が変わります

① 高齢者（現役並み所得の方）の自己負担が変わります

70歳以上の高齢者および老人保健で医療を受ける方のうち、現役並み所得者（※）ならびに同一世帯の方の自己負担割合が変わります。

平成18年9月30日まで **2 割**



平成18年10月1日から **3 割**

- ※ 現役並み所得者・・・住民税課税所得145万円以上
 ※ ただし、70歳以上の高齢者および老人保健で医療を受ける方の収入の合計が、
 ・ 2人以上の場合は520万円未満 の場合については、申請により1割負担となります。
 ・ 1人だけの場合は383万円未満

② 医療費の1ヶ月の自己負担限度額が引き上げられます

70歳未満の方 平成18年9月30日まで

上位所得者	139,800円＋〔医療費－466,000円〕×1% (多数該当：77,000円)
一般	72,300円＋〔医療費－241,000円〕×1% (多数該当：40,200円)
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (多数該当：24,600円)



平成18年10月1日から

上位所得者	150,000円＋〔医療費－500,000円〕×1% (多数該当：83,400円)
一般	80,100円＋〔医療費－267,000円〕×1% (多数該当：44,400円)
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (多数該当：24,600円)

(注1) 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を越える世帯にあたります。
 ※人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

70歳以上の方 平成18年9月30日まで

	外来 (個人ごと)	外来＋入院
現役並み所得者	40,200円	72,300円＋ 〔医療費－ 361,500円〕×1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税世帯)	II 8,000円	24,600円
	I (年金収入65 万円以下等)	15,000円



平成18年10月1日から

	外来 (個人ごと)	外来＋入院
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ 〔医療費－ 267,000円〕×1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	II 8,000円	24,600円
	I (年金収入80 万円以下等)	15,000円

(注1) () 内の金額は、多数該当の場合

(注2) 公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置きます。

③ 食費・居住費の負担が見直されます（療養病床に入院する70歳以上の高齢者）

食費（食材料費・調理コスト相当）・居住費（光熱水費相当）が保険対象外となり、自己負担することになります。

	合計の自己負担額	うち食材料費
現役並み所得者	97,000円 (64,000円)	24,000円
一般	64,000円	24,000円
低所得者II (住民税非課税)	45,000円 (40,000円)	20,000円 (15,000円)
低所得者I (年金収入80万円以下等)	25,000円	10,000円
低所得者I (老齢福祉年金受給者)	—	—



	合計の自己負担額	うち食費＋居住費
現役並み所得者	134,000円 (96,000円)	52,000円
一般	94,000円	52,000円
低所得者II (住民税非課税)	55,000円	30,000円
低所得者I (年金収入80万円以下等)	37,000円	22,000円
低所得者I (老齢福祉年金受給者)	25,000円	10,000円

(注1) () は入院4ヶ月目以降の月額負担額。 (注2) 食費・居住費は介護保険と同額。

(注3) 合計の自己負担額は、現行の診療報酬・介護報酬を前提とした標準的な負担額。

※ 入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷、難病の患者）については、現行どおり食材料費相当のみを負担します。